

## 建築物エネルギー消費性能基準の適合状況に係る届出実施要領

### (目的)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の規定により、令和7年度から建築物エネルギー消費性能基準への適合義務化が予定されている小規模な建築物の新築に対し、当基準への適合状況に係る届出を促すことにより、国の省エネ基準の適合義務化に向けて、省エネ性能の底上げを図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 建築物 延べ面積が300平方メートル未満の建築物をいう。（ただし、建築物省エネ法第18条各号のいずれかに該当する建築物及び国、道又は市町村の建築物を除く。）
- (2) 建築主 建築物を新築する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (3) 省エネ基準 建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

### (届出)

第3条 芽室町が所管行政庁となる建築物の新築をしようとするときは、別添様式1により届出なければならない。（建築確認申請等を令和5年4月1日以降提出するものに限る。）

2 建築主は、届出対象となる建築物の新築に係る工事に着手する日までに、町長に対し前項に規定する届出を行うものとする。ただし、次の認定等（見込みを含む。）を行った建築物の新築の場合は、届出があったものとみなす。

- (1) 北方型住宅の登録
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条の規定に基づく、長期優良住宅建築等計画の認定
- (3) 建築物省エネ法第34条の規定に基づく、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条の規定に基づく、低炭素建築物新築等計画の認定

(建築主に対する助言等)

第4条 町長は、届出に係る建築物が省エネ基準に適合しない等の場合は、必要に応じて助言等を行う。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日限り、その効力を失う。